政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第１項３号の規定により公表する。

令和７年10月10日

黒部市長　武　隈　義　一

１　随意契約に係る役務名
障がい者アートを活用した共生のまちづくり事業　ポスター及びチラシ印刷製本

２　随意契約を締結した課の名称
市民福祉部福祉課

３　契約の相手方を決定した日
令和７年10月10日

４　契約の相手方の住所及び名称
黒部市吉田745番地３
社会福祉法人くろべ福祉会

５　契約金額
54,230円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

６　随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に該当するため。